

令和7年12月1日

対馬市議会議長 春 田 新 一 様

総務文教厚生委員会
委員長 陶山 荘太郎

委員会審査報告書

令和7年第3回定例会において、本委員会に付託された事件は、閉会中の継続審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

1. 付託事件

事件番号	件 名	審査の結果
認定第2号	令和6年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
認定第3号	令和6年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
認定第4号	令和6年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
認定第5号	令和6年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
認定第6号	令和6年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定

2. 審査の概要

- (1) 審査月日 令和7年9月29日
- (2) 審査場所 対馬市役所豊玉庁舎 3階 大会議室
- (3) 欠席委員 なし

3. 審査の経過 別 紙

別紙

審査の経過

令和7年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条第1項の規定により本委員会に付託され、閉会中の継続審査としておりました案件は、[認定第2号]から[認定第6号]までの5件であります。その審査の経過と結果を、同規則第110条の規定により、次のとおり報告いたします。

本委員会は9月29日、対馬市役所豊玉庁舎3階大会議室において、担当部長及び担当課長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

[認定第2号] 令和6年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入に係る決算額は4億5,262万9千円です。次に歳出に係る決算額は4億5,107万9千円であります。歳出の1款・総務費は、職員などの人件費、診療所の光熱水費及び修繕料、生化学検査手数料、対馬病院からの医師派遣及び医療機器保守点検等の委託料、公設民営診療所7箇所の運営費補助金など3億7,306万5千円、2款・医療費は、診療所で使用する医療用器具使用料、検査試薬、注射器、注射針等の医業用消耗器材費及び12箇所の直営診療所で使用する薬品購入費など7,801万4千円が主なものであります。

説明後に委員からの「今後の市立診療所の在り方は。」という質問に対しては、「現在は、医師及び看護師の確保が困難となっている。今後は医療提供体制基本方針のなかで、検討していく。」とのことでした。

[認定第3号] 令和6年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入に係る決算額は40億6,550万5千円です。次に歳出に係る決算額は40億4,365万6千円であります。歳出の1款・総務費は、被保険者証の郵送等に係る通信運搬費、制度改正に伴うシステム改修業務委託料、国民健康保険団体連合会負担金、月額会計年度任用職員の人件費、レセプト点検手数料、納税組合事務取扱費交付金、過誤納還付金及び還付加算金など5,055万6千円、2款・保険給付費は、一般被保険者療養給付費、一般被保険者療養費、審査支払手数料、一般被保険者高額療養費、11

件の出産育児一時金、79件の葬祭費など28億5,255万7千円、3款・国民健康保険事業費納付金は、一般被保険者医療給付費分、一般被保険者後期高齢者支援金等分、介護納付金分など10億8,141万8千円、5款・保険事業費は、特定健康診査に係る会計年度任用職員の人件費、特定健康診査等委託料など5,579万3千円、6款・基金積立金は、財政調整基金への積立金287万円、8款・諸支出金は、実績に基づく償還金461万円が主なものであります。

[認定第4号] 令和6年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入に係る決算額は5億562万9千円です。次に歳出に係る決算額は5億332万3千円であります。歳出の1款・総務費は、職員の人件費及び長崎県後期高齢者医療広域連合への事務負担金など2,907万1千円、2款・後期高齢者医療広域連合納付金は、保険基盤安定負担金及び保険料納付金で4億7,401万円、3款・諸支出金は、保険料還付金で24万2千円が主なものであります。

[認定第5号] 令和6年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入に係る決算額は40億4,257万7千円です。次に歳出に係る決算額は39億7,104万5千円であります。歳出の1款・総務費は、職員及び認定調査に係る月額会計年度任用職員の人件費、介護認定審査会に係る委員報酬及び主治医意見書の作成手数料など9,398万1千円、2款・保険給付費は、居宅介護サービス給付費負担金、居宅介護予防サービス給付費負担金、高額介護サービス費負担金、高額医療合算介護サービス費負担金、特定入所者介護サービス費など35億4,473万2千円、4款・基金積立金は、介護給付費準備基金への積立金で789万1千円、6款・諸支出金は、国費・県費精算返還金、支払基金交付金返還金、一般会計への繰出金など7,062万4千円、8款・地域支援事業費は、介護予防・生活支援サービス事業負担金、地域包括支援センター職員及び会計年度任用職員の人件費、生活支援コーディネーター事業委託料、社会福祉協議会からの派遣職員給与等負担金など2億5,381万5千円が主なものであります。

最後に〔認定第6号〕令和6年度対馬市旅客定期航路事業特別会計の歳入に係る決算額は、4,075万1千円です。主な内訳は、1款・事業収入で、旅客運賃と貨物運賃を合わせて98万6千円、2款・国庫支出金で、赤字航路事業に対する国庫補助金1,267万円、3款・県支出金で、赤字航路事業に対する県補助金474万1千円、4款・繰入金で、一般会計からの繰入金2,202万4千円であります。

次に、歳出に係る決算額は、4,065万1千円です。主な内訳は、1款・総務費で、給料及び職員手当等の人件費など2,469万2千円、2款・施設費で、燃料費、修繕料及び寄港地集約に伴う貝口から加志々間のバス運行業務委託料など984万3千円、3款・公債費で、船舶建造等に係る償還金元金及び償還金利子611万6千円であります。

今年度は歳入歳出ともに、前年度比で19万円の減となっております。これは、事業収入において、悪天候の影響により欠航が多くなったこと。また、船員不足により、土・日・祝日の運休に伴う周遊観光の減少及び3月の1か月間の運休により、前年度から139万4千円の減額となったことが主な要因であります。

説明後に委員からの「今後、赤字航路事業の運営をどのように考えているか」との質問には、「この事業は、定期バスの未運航地域に居住する高齢者・障がい者の通院などに欠かすことができない生活航路であるとともに、災害対応にも必要であり、今後も運航を存続していきたい。現在は、正職1名、月額会計年度任用職員2名、日額会計年度任用職員1名を雇用し、6月1日から運航を再開している。今後は、月額会計年度任用職員の操縦訓練を継続して行い、周遊観光を再開し、赤字の削減に努めていく。」とのことでした。

対馬市旅客定期航路事業の必要性は、十分に理解できるものの、今後は、安全運航と赤字の削減に努めるとともに、生活航路として利用している市民の利用状況を把握・分析したうえで、地域公共交通との接続などの代替手段の検討することも必要ではないかと考えます。

本委員会に付託されました〔認定第2号〕から〔認定第6号〕の5件につきましては、慎重に審査し、採決した結果、いずれも賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教厚生委員会の審査報告を終わります。